

● サテライトオフィスの設置、シェアオフィス等の開設、本社等の移転をお考えの企業の皆様へ ●

# 島田市サテライトオフィス等進出事業費補助金

ウィズコロナ・ポストコロナ時代、企業の地方分散化やリモートワーク等の新しい働き方を応援します！

## 補助対象事業及び対象者

**市内の建物(外構を含む)を整備し、サテライトオフィス、シェアオフィス等、本社等として運用する企業等**

※サテライトオフィス及び本社等については、被用者が1人以上のものに限ります。

※以下のいずれかに該当する企業等は対象外です。

- ・風営法に規定される営業を行おうとする者
- ・チェーンストア方式、フランチャイズチェーン方式その他これらに類する方式による営業を行おうとする者
- ・市税等に滞納がある者

## 対象経費

工事費、建物購入費・賃借料、通信費、備品購入費 等

## 補助率（額）

### ● サテライトオフィス等の設置または本社等の移転 の場合

#### 補助率

- ① 補助対象者の主たる事務所又は事業所の所在地
  - ② 建物を整備する場所（中心市街地区域内かどうか）
- の条件によって異なり、1/2、2/3、3/4のいずれかとなります。

#### 補助上限額

**100万円と200万円**のいずれか

※補助率（額）の条件については、裏面の表をご確認ください

※中心市街地区域については、市HPをご確認ください

### ● シェアオフィス等の開設 の場合

一律で 補助率：1/2 補助上限額：100万円

## 申請の流れ

商工課へ事前相談

交付申請

事業実施

実績報告

補助金の交付（概算払を除く）

※申請書類については市のHPをご確認ください。

## 用語の定義

### ▶ サテライトオフィス

市内に事務所又は事業所を設置していない企業等が市内に設置する本社機能の一部を持った事務所又は事業所

### ▶ 本社等の移転

市外に主たる事務所又は事業所を設置している企業等が、市内に本社等を移転すること

### ▶ シェアオフィス等

事務所又は事業所として利用できる個室又は共用のスペースの貸出しを主たる目的とする市内の施設等

【申請・問い合わせ先】 島田市役所 産業経済部 商工課 商工政策係

TEL：0547-36-7146 FAX：0547-37-8200（平日8:30～17:15）

【島田市公式HP 補助金URL】 <https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/292824907.html>

## 補助率（額）早見表

サテライトオフィスの設置・本社等の移転の場合

補助対象者の主たる事務所又は事業所の所在地 ※ 1

県 内

県 外

建物を整備する場所

中心市街地  
区域

それ以外

補助対象経費の額（※ 2）の

補助率  
2 / 3補助上限額  
100万円

補助対象経費の額（※ 2）の

補助率  
3 / 4補助上限額  
200万円

補助対象経費の額（※ 2）の

補助率  
1 / 2補助上限額  
100万円

補助対象経費の額（※ 2）の

補助率  
2 / 3補助上限額  
200万円

※ 1 事務所又は事業所の所在地

事務所又は事業所の所在地が市外であることが前提です。

※ 2 補助対象経費の額

国、県等から補助金等の交付を受けている場合にあっては、当該補助金等の額を控除した額